募集要項

1 事業名

業務用ZEV大規模一括導入事業者総合支援事業

2 事業目的

一定台数のZEVを一括で導入する事業者に対して、事前相談・導入計画策定から車両・設備導入までをシームレスに支援することを目的とする。

3 事業内容

(1) 事前相談

本募集に応募し、登録された事業者（以下、「総合支援利用者」という。）に対して、次に示す事前相談を実施する。

ア 事前相談の内容

- 車両及び充電設備等の導入計画について
- 利用を想定している助成金について
- 実施を予定している許認可の申請等について
- 計画実施に際しての懸念事項について
- 総合支援利用者の今後の流れについて

イ 実施方法

総合支援利用者の意向を確認した上で、対面、Webオンライン、電子メール（ポータルサイト上の質問・相談受付フォームを含む。）等により実施する。

(2) 個別相談及び指導対応

総合支援利用者の状況を把握して個別相談を行うとともに、必要となる申請手続等を整理し、説明及び助言等のハンズオン支援を実施する。

(3) 助成金等に関する支援

助成金等に関する窓口との必要な調整及び支援を実施する。また、助成金等の手続状況等を総合支援利用者に定期的に確認しするとともに、助成金等に関する窓口から総合支援利用者への照会・依頼事項等について、必要に応じて、総合支援利用者への助言や説明等の支援及び助成金等に関する窓口への問合せ等を行う。ただし、本事業は各種手続の代行を行うものではなく、手続及び申請等の行為そのものは総合支援利用者が行う。

なお、支援対象となる助成金等は、公益財団法人東京都環境公社が実施する「EVバス・EVトラック導入促進事業」及び「充電設備普及促進事業」をはじめ、都、国及び都内区市町村等が実施するZEV及び充電設備の導入に関連する助成金等を想定している。ただし、本事業は助成金等の交付を保証するものではなく、助成金等の交付可否は、各事業の定める要綱・要領等に基づき、各助成金等の執行団体において審査され、決定される。

（4） 許認可等に関する支援

ZEV導入において必要となる官公署・電力会社等の許認可手続き等について、総合支援利用者への説明及び助言を実施する。また、総合支援利用者が行う許認可等申請について、申請窓口への手続状況等の確認・支援を行う。ただし、本事業は各種手続の代行を行うものではなく、手続及び申請等の行為そのものは総合支援利用者が行う。

4 応募要件

（1） 本募集に応募できる者は、以下に示すアからウまでの要件を全て満たす者とする。

ア 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること。

イ 2030年度までのZEV導入計画（環境省が実施する「商用車等の電動化促進事業」において提出する計画又はこれに準ずる計画のこと。以下、「ZEV導入計画」という。）を有し、提出ができること。ただし、ZEV導入計画が環境省に提出する様式（様式第1（その11）「非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合(計画)」）によるものでなく、これに準ずる計画として独自で作成したものである場合は、東京都環境局が定める「自動車環境管理計画書」が公表されていること又は独自で作成した計画の内容が一定の技術的かつ具体的な内容であることを要件とする。

ウ 2030年度までのZEV導入計画におけるいずれかの単年度において、自社で使用する車両の導入台数が次のいずれかの規定台数を満たすこと。

① EV・PHEV乗用車の導入台数が5台以上であること。

② EV・PHEV軽・小型貨物車の導入台数が5台以上であること。

③ EVバイクの導入台数が10台以上であること。

④ EV・PHEVトラックの導入台数が3台以上であること。

⑤ EV・PHEVバスの導入台数が2台以上であること。

⑥ ①から⑤までの各車両種別を組み合わせた台数の合計が6台以上であること。ただし、EVバイクは2台を1台分として換算する。

車両種別	導入台数（年間）	
①ＥＶ・ＰＨＥＶ乗用車	5台以上	合計台数6台以上 （バイクは2台を1台分と換算）
②ＥＶ・ＰＨＥＶ軽・小型貨物車	5台以上	
③ＥＶバイク	10台以上	
④ＥＶ・ＰＨＥＶトラック	3台以上	
⑤ＥＶ・ＰＨＥＶバス	2台以上	

（2） 前項の規定にかかわらず、以下に示すアからウのいずれかに該当する者は応募をすることができない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

5 応募方法

本事業のポータルサイト（https://gyomuyo-zev.metro.tokyo.lg.jp/）から「総合支援エントリーフォーム」に必要事項を入力のうえ、ZEV導入計画を添付し、申し込むこと。

6 募集期間

令和8年11月27日（金）から令和9年3月10日（水）まで。

ただし、応募の状況等により、期日前に受付を停止又は終了する場合がある。

7　受付・登録

エントリーフォームで受け付けた応募内容について、応募要件の充足、導入規模、導入時期及び相談内容の具体性等を確認し、総合支援利用者として登録を行う。応募内容の確認のため、追加の資料提出及び電話確認等を求める場合がある。

8　留意事項

（1） 本事業は、「3　事業内容」に掲げる各種手続の代行を行うものではなく、助成金等の申請、許認可申請、契約締結及びその他の行為は総合支援利用者自らが行う。

（2） 本事業事務局は、応募者及び総合支援利用者（以下、「応募者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本事業の応募に関する手続若しくは本事業の利用を行った場合又は本要項その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該応募者等に対し、次の措置を講じることができる。

ア　総合支援利用者の登録を取り消すこと

イ　本事業における応募及び登録の対象外とすること。

ウ　氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

9　問合せ先

業務用ZEV大規模一括導入事業者総合支援窓口事務局

Mail：tokyo_zev@ml.ttplan.co.jp

※ 平日9：00～17：00の時間以外にお問い合わせいただいた場合、返信に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

（本事業は、東電タウンプランニング株式会社が事務局を運営しています。）